

「広域的实施体制の枠組み」について

平成23年12月19日
九州地方知事会長
大分県知事 広瀬 勝貞

「平成24年の通常国会への関連法案の提出」に向け、政府として「広域的实施体制の枠組み」を早急に決定すること。

- 「広域的实施体制の枠組み（方向性）」において示されている論点は、既に前々回（H23.7.1）、前回（H23.10.7）のアクション・プラン推進委員会で議論されてきたものであり、九州地方知事会としても各論点に係る考え方を示してきた。
- 特に、前回のアクション・プラン推進委員会では、政府部内における議論の停滞を指摘し、会議後（H23.10.20）に当知事会としての考え方を網羅的に整理し、川端 内閣府特命担当大臣（地域主権推進）あてに書面で提出したところである。
- そのような中で、今回、依然として両論併記の案が示されていることについては、政府部内における検討の遅れを指摘せざるを得ない。
- 「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」（H22.12.28 閣議決定）が目標とする「平成24年通常国会への法案提出、平成26年度中の事務・権限の移譲」を実現するためには、広域的实施体制の枠組みについて、もはや方向性を「検討」している段階ではなく、政府としての考え方を「決定」する段階に至っている。
- 「国の出先機関の原則廃止」は政府の決定事項であることを再認識の上、政治のリーダーシップの下、政府一丸となって、取組を加速化していただきたい。

主な論点について

1 「移譲対象となる事務・権限」について

- 九州広域行政機構（仮称）は、現在の各出先機関の組織（有機体）としての機能を損なわない形で受け入れることができるよう、また、従来のように事務・権限の仕分け作業に時間を費やして改革が頓挫することのないよう、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるための組織である。

- 「移譲の例外となる事務・権限」を広く認め、一部の事務・権限しか移譲されないようなことになれば、現在の出先機関の組織・人員等が分断され、国、九州広域行政機構（仮称）ともに、事務を効率的・効果的に遂行することが困難となる。
- 特に、東日本大震災で明らかになったとおり、緊急時には、現在の出先機関が担っている役割を、国や他の地域の出先機関と一体となって果たしていくことが必要となるが、組織・人員等が分断された場合には、このことが難しくなる。
- よって、「アクション・プラン」に明記された「出先機関単位での全ての事務・権限を移譲することを基本とする」という方針を厳守する必要がある。

2 「執行機関の在り方」について

- 九州広域行政機構（仮称）においては、九州7県の知事からなる「合議制」の執行機関を設け、長への権限集中を回避するとともに、構成団体間の調整を適切に行うこととしている。
- 九州全体の利益にかなった公平・公正な判断をしていくために、九州を代表する各県知事が合議によって意思決定をしているとするものである。各県の利害調整が必要な案件についても、各県知事が議論を尽くし、責任をもって判断していく覚悟がある。
- 一方、各県知事が各部門を独任的に管理する「分担執行委員」制度や、一般職員への「事務委任」といった仕組みを活用することにより、独任制の長を置かずとも迅速な意思決定は確保されるものと考えている。
- 従って、広域的实施体制の区域内から選出された知事が合議制の執行機関を設けることが適当である。
- ただし、[B案]による場合も、「緊急時等に代表理事に権限を集中させること」は、当該代表理事が知事を兼ねる県が被災した場合等には円滑な対応が困難になることも想定される。緊急時等における国からの指示の相手方も合議制の執行機関とした上で、「代表理事」等の特定の者に権限を集中させることによるオペレーションの確保など具体的な対応は、運用によるべきである。

- なお、九州地方知事会では、大規模広域的災害に迅速かつ機動的に対応していくために「九州・山口9県被災地支援対策本部」を常設し、本部長（知事会長）が支援地域の割当て等を行うこととしているが、本部長が知事を兼ねる県が被災した場合に備え、その職務を代理する知事を定めているところである。
- また、広域的实施体制の内部組織は、基本的に条例等により自主的に定めるべきものであり、国が法令で規定する事項は最小限に止めるべきである。

3 「効果的・効率的な広域行政の推進」について

- そもそも、九州地方知事会としては、「各県の持ち寄り事務」の実施を想定せず、国の出先機関の受皿としての役割に特化した組織としての九州広域行政機構（仮称）の設置を検討してきた。
- 九州地方知事会では、広域連合制度を基本とした制度設計を否定するものではなく、既に各県連携を図っているドクターヘリの運航や広域観光などの事務を持ち寄って広域連合を設置することも可能である。
- しかし、事務の持ち寄りを移管の条件とするような制度設計は受け入れられない。「持ち寄り事務」の取扱いについては、地方の自主性・主体性にまかせるべきであり、「持ち寄り事務」の実施を移管の条件とするような制度設計は、地域主権の理念に反するものである。
- 特に、地方の意向を無視して、[A案]のように広域的实施体制に移譲される出先機関の事務に関連する県の事務の全てを広域的实施体制に一元化するといった考え方は、受け入れられない。
- どのような県の事務を九州広域行政機構（仮称）への持ち寄り事務とすることが効果的・効率的なのかは、実際に出先機関の事務を九州広域行政機構（仮称）で実施した上で検討すべきものである。九州広域行政機構（仮称）設置後に、地域の声もお聴きしながら、住民サービスの充実の視点に立って検討していきたいと考えている。
- また、指定都市の加入についても、地域の自主性・主体性にまかせるべきであり、国が一方向的に義務付けることは受け入れられない。

4 「大規模災害時等の緊急時のオペレーション」について

- これまでのアクション・プラン推進委員会における議論において、現在の出先機関が国の機関でなくなると、大規模災害等の緊急時に国民の生命・財産を守れなくなってしまうという懸念が示されたが、「丸ごと」移譲が実現すれば、出先機関の専門性・機動力等がそのまま九州広域行政機構（仮称）に移ることになるため、九州広域行政機構（仮称）として現在の出先機関が担っている役割を果たすことができるようになるものと考えている。
- その際、[B案]のとおり、災害対策基本法や個別作用法における国から地方公共団体への指示の仕組みを基本として、国が九州広域行政機構（仮称）に対して必要な指示等を行うことができるように制度上担保しておけば、全国の出先機関の人員・資機材の動員といった対応は十分に可能と考える。
- 緊急時対応の円滑化のためには、平時からの国との意思疎通や国による現地状況の把握が重要であるが、人事交流や連絡調整・情報交換のための会議の開催、共同の防災訓練など、運用面で対応可能と考える。

5 「財源」について

- 「改革の理念に沿った」とあるが、今般の出先機関改革により広域的実施体制に出先機関の事務が移譲された場合においても、他の地域においては引き続き国の事務として実施されるものであることを前提とすれば、国がその財源を保障することが必要である。
- 「丸ごと」移譲であることから、「1.2 新たに必要となる事務の取扱い」に係る経費や「1.3 人員の移管」に係る退職手当も含め、必要な財源については、事業費と人件費を明確に区分した上で、その全額が国から措置されるべきであり、それに必要となる以下の手続きを法令で規定するなど、その法的担保が必要である。
 - ・九州広域行政機構（仮称）が国に交付金を要求することとし、その相手方を内閣総理大臣とする。
 - ・国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等を提出できることとする。
- 「財源保障」は出先機関の移譲を受ける前提であることから、早期に、かつ、具体的に、その方針を示していただきたい。